

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更が生じたので、
次のとおり届け出ます。

建築士法第23条の5第1項
(所属建築士以外の変更)

建築士法第23条の5第2項
(所属建築士の変更)

の規定により、

年 月 日

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人 徳島県建築士事務所協会 会長 殿

開設者氏名 _____ 印
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

〔注意事項〕

- 1 開設者氏名(法人の場合は代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 「登録事項」の欄には、すべての項目について、現在登録している内容を記入してください。
- 3 「変更事項」の欄には、変更のあった項目のみ記入してください。

登録事項		変更事項
建築士事務所	ふりがな 名称	
	所在地	〒 - 電話() - FAX() -
開設者	個人 ふりがな 氏名	
	法人 ふりがな 名称	
	役員名 及び役名	別添1「役員名簿」のとおり
管理建築士	ふりがな 氏名	
	免許の別及 び登録番号	一級・二級・木造 建築士 (登録) 第 号 号
所 属 建 築 士		別添2「所属建築士変更事項」第一面及び第二面のとおり
事務所登録番号		徳島県知事登録 第 号
事務所登録年月日		年 月 日